

新幹線プレス

2015年8月22日

No.242

発行者 成田隆浩

編集者 教宣部

JR東海労新幹線地本

労働条件改善、安全で働き甲斐のある職場環境を求めて

「職場改善諸要求」に関して申し入れる!

Part 1 運輸所関係

2015年度基本協約・協定改訂に向けて、本部は8月7日に申し入れを行いました。これに合わせ新幹線地本としても8月19日、運輸所関係48項目、車両所関係59項目、駅関係4項目計111項目の要求を掲げ、幹鉄事への申し入れを行いました。これまでも私たちは切実な声を上げ続けてきていますが、会社の不誠実な姿勢により多くは改善されていないなか、要求の前進を待ちとるためにさらに職場から声を大に訴えていきましょう。

以下今号においてはについての申し入れ内容をお伝えします。

1. 勤務関係に関する事項

- (1) 年休発給は、申請した日に年休を発給出来る要員を確保すること。
- (2) 年休発給について時季変更を行使した場合は、行使の理由を伝えること。
- (3) 時季変更を行使した場合に、新たに時季指定した日に年休の発給を法令に基づき行なうこと。
- (4) 社会人としても冠婚葬祭（結婚式・葬式・入学式・卒業式・運動会・地域の行事等）は大事である。よって、社会の一般的常識である冠婚葬祭には優先的に年休を発給する。
- (5) 年休の抽選順位の方法が今年度から月2回実施するように変更になった。しかし、年休取得者と未取得者の差がある。年間年休取得平均化に向け、年休の残日数が多い社員について優先して年休を発給すること。
- (6) 本人の同意のない一方的な休日出勤は直ちに止めること。さらに、休日出勤を解消する時期を明確にすること。
- (7) 要員確保のため還流制度を解消すること。
- (8) 乗務員の予備月の勤務発表は、前月の25日と遅く生活計画が立てられない状況であるので、交番者と同じく前月10日に休日予定を発表すること。
- (9) 予定が立てられるよう年休の発給日は前月25日に発表すること。また、次勤務の確定を5日前から10日前にすること。

- (10) 予備月の公休・特休の付与は、交番の休みパターンに準じて付与すること。変更する場合はあらかじめ本人に通告すること。
- (11) 予備月の勤務で休日後の出勤は10時以降の行路を指定すること。さらに、休日前の退出時刻は遅くとも13時前の行路を指定すること。
- (12) 予備月で行路指定にあたり交番で確保されている在宅休養時間を守ること。
- (13) 人間ドック受診日に年休を申し込んだ場合には発給すること。

2. 業務・安全に関する事項

- (1) 運転士の交番は組別になっているが、あらゆる業務に精通するために小交番制は廃止すること。
- (2) 運転士の携帯品の中で実施基準規程などの携帯を省略すること。または小型化すること。
- (3) 車内改札は旅客の利便性と快適性を考慮して、指定席車両については改札情報を確認して空席のみの改札とすること。
- (4) 運転士用携帯電話はアプリ機能がほとんどない。接客の点からも車掌と同一のアプリを追加すること。
- (5) 訓練は月1回にすること。また、年間訓練時間は5所同じにすること。
- (6) 訓練の待ち時間は超勤にすること。
- (7) 大型行路の前、後訓練は安全確保、また体調管理上問題であるので止めること。
- (8) N700系以降の前部標識は停止位置目標を照らさない。全ての駅・各車両所において停止位置目標を発光式にすること。
- (9) 車掌の列車監視時の労災防止のため、ゴーグルを支給して状況により着用を認めること。
- (10) 車掌の準備時間が短いので5分増やすこと。また退出点呼は3名のクルーで受けるので退出時刻の10分前からにすること。
- (11) 乗務点呼と出勤点呼が重複する事が多々あるので別々の箇所を実施すること。
- (12) 制服の更衣時間を労働時間にすること。

3. 制服関係に関する事項

- (1) 新幹線運転士の夏制服は熱中症対策として接客用半袖とし貸与すること。
- (2) 熱中症対策として夏制服を通気性のある生地にする。
- (3) 制服のクリーニングの回数は制限をつけないこと。またクリーニングの仕上がり日を早くすること。
- (4) 現状のクリーニングでは汚れが落ちない。クリーニングの質を良くすること。
- (5) 夏季制帽の帽タイはメッシュにすること。
- (6) 現行制服は夏・冬・合服とあるが、クリーニング期間外は個人で保管している。セキュリティーの観点からも制服の保管は会社の責任において保管すること。
- (7) 冬コート、ネクタイは年1回の洗濯を受け付けること。
- (8) 夏のホーム出場時の手袋は暑いので廃止すること。
- (9) 冬のコートは動きやすいものにする。

4. 環境関係に関する事項

- (1) 寝室のベッドは、マットレスのバネがへたっているので全室新しいマットレスに替えること。

- (2) 全職場の寝室のスリッパを定期的に交換すること。また、部屋番号をつけること。
- (3) かび臭い寝室があるので改善すること。また空調をきれいに臭わないように清掃すること。
- (4) 全職場の浴室に洗濯機と乾燥機を2台設置すること。
- (5) 全職場の風呂場に空調を設置すること。
- (6) 全職場の空調は定期的に点検・整備を行うこと。故障した場合は直ぐに修繕すること。
- (7) 東京第一・二運所の食事ゾーンが狭いので広くすること。

5. 専任社員の労働条件に関する事項

乗務員の専任社員の労働条件は、肉体的と精神的等に相当厳しいものがある。現に60歳か61歳で会社を辞める社員が多い。よって以下のようにすること。

- (1) 専任社員の職務は、運転士又は車掌のどちらか一つにすること。
- (2) 肉体的と精神的等を考慮して専任社員の行路、交番にすること。
- (3) 専任社員の泊行路の労働時間は14時間以内にすること。

6. その他の事項

- (1) 各乗務員宿泊所の各部屋のシーパップ用のコンセントの設置、及び延長コードの常設を行うこと。また、器具使用時に停電になると呼吸が出来なくなるので、バックアップ電源の確保すること。
- (2) シーパップに毎月掛かるリース代は、会社が負担すること。
- (3) 熱中症対策のため、各運輸所職場に自由に飲める飲料水及び熱中症予防の塩飴等を置くこと。
- (4) 定期健康診断の問診は混雑している。解消のため問診のドクターを2名にすること。

以上

